

森田恵三社会保険労務士事務所

関西社会労働保険問題懇話会

(労働保険事務組合 関西社労懇)

便り No.55

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugi-sr@maia.conet.ne.jp

最低賃金が10月から改定になりました。

	改定後	改定前	発行年月日
京都	882	856	H30. 10. 1～
大阪	936	909	H30. 10. 1～
滋賀	839	813	H30. 10. 1～
兵庫	871	844	H30. 10. 1～
奈良	811	786	H30. 10. 4～
和歌山	803	777	H30. 10. 1～

◆最低賃金の計算の仕方は？

毎月実際に支払われる賃金から①臨時に支払われる賃金(結婚手当、一時金など)②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金④精皆勤手当⑤通勤手当⑥家族手当の6種類を除外した賃金総額を労働時間で割って1時間当たりの賃金が最低賃金を下回っていないか確認をしてください。

◆最低賃金引き上げの給与計算の実務は？

京都では10月1日以降の勤務分に対する支払いから引上げになります。賃金計算期間の途中に発効日がある場合は、賃金計算期間の途中で時給額が変更となります。(発行日前の計算期間始まりから引上げてもよいです。)

また、本社が京都でも営業所など勤務場所が大阪の場合は、大阪の最低賃金が適用となりますからご注意ください。

ハローワークインターネット求人を活用しませんか？

◆求人票を出しても応募がない？京都府の雇用環境は？

平成30年7月現在、京都のハローワークに出されている有効求人倍率は全業種平均1.56倍

となっています。つまり求職者1人につき、1.56枚分の求人があるということになり、求職者側が求人票(企業側)を選択できる状況(売り手市場)で、特に建設業や販売業、福祉、医療業、など人手不足が顕著な業種、職種もあります。

◆ハローワークのインターネット求人のホームページは誰でも検索できます。

民間求人サイトでは、検索する者が基本情報を登録しないと検索できない仕組みになっていますが、ハローワークインターネット求人のサイトは、求職者や転職を考えておられる方、学生以外に求人票を出される企業側も自由に検索することができます。

◆検索の仕方は？

サイト <https://www.hellowork.go.jp/>を開いていただき、**仕事をお探しの方**→**求人情報検索**→都道府県、フルタイム又はパートか、学生又は一般求人かなど求人情報基本項目をチェックして検索します。その後さらに募集したい職種や雇用形態、地域、御社の業種など選択し、絞って検索することで、同業他社がどのような条件で求人を出されているか閲覧することができます。特に一覧の中で詳細を見たい求人番号があった場合は、その求人票をクリックすると、企業の詳細や求人条件、文言など、募集内容も詳細に閲覧することができます。

先に述べたように最低賃金も上昇し、求人票が世間相場と合っていないのではないかと、当事務所にご相談を受けることがあります。是非一度ハローワークインターネット求人検索し、他社と比較して求人内容に変更すべき箇所がないか、確認をしてみてください。



働き方改革に関連する法律が順次施行されます。2018年4月から労働安全衛生法が改正施行。労働時間の状況を客観的に把握するよう義務化されます。



◆改正前は通達のみ

労働基準法に定める割増賃金を支払うため、労働時間を客観的に、適正に把握するようパソコンやタイムカード等で管理したり、記録するよう通達に示されていました。

◆これまで裁量労働制適用者、管理監督者は対象外

裁量労働制の適用者は、みなし労働時間に基づき割増賃金の算定をするため、客観的把握の対象外でした。また、労働基準法41条に定める「管理監督者」も経営に参画する立場であり、自らの労働時間に裁量があるため、労働時間や休日の規定の対象外とされ、割増賃金の支払い義務がなく、通達の対象外とされてきました。(但し、深夜手当や有給休暇の付与は必要。)それゆえ現状で管理監督者の労働時間管理はなおざりという企業もあり、名ばかり管理職や裁量労働者の過労死や長時間労働が問題となっていました。

◆改正労働安全衛生法による「面接指導」により上記対象者も義務づけ

今回、労働者の健康管理の観点から、裁量労働制が適用される者や管理監督者も含め、すべての労働者の労働時間の状況がタイムカードやパソコン記録など客観的な方法で把握するよう法律で義務付けられます。これにより、残業時間が一定時間を超え、長時間働いた労働者を企業が把握した場合は、その労働者に対し、産業医などの面接指導を実施することが義務付けられます。詳細については、今後の政省令等を待つこととなりますが、さしあたり企業の実務上、現在一般従業員が行っている出退勤記録と同じことを、管理職にも徹底させる必要がありそうです。

トピックス 社会保険手続きの扶養届を提出する際の添付書類が10月1日から変わります。

健康保険、厚生年金保険の扶養の認定を確

認するために次の書類の添付が必要になります。

①続き柄確認・・・戸籍謄本、抄本、住民票のいずれか。但し、被保険者、扶養家族双方のマイナンバーの記載が届出書にあり、事業所が相違ないと証明した場合は省略可

②収入の確認・・・年間収入130万未満(60歳以上は180万未満)を確認できるもの、課税証明書など。但し、事業主が所得税法上の扶養範囲内であることを確認した旨を証明した場合は省略可

③別居の場合、①②の他、仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類・・・

・振込の場合 預金通帳の写し

・送金の場合 現金書留の控え



但し、16歳未満や16歳以上の学生を扶養に入れるときは省略可

トピックス 7月豪雨や台風21号により被災された事業所には『中小企業等復興支援事業補助金』が京都府から支給されます。

京都府より、被災した事業所の店舗修繕、設備更新、機器の修理をはじめとする営業再開に向けた復旧費用を支援する補助金があります。(民間損害保険で補償される場合は併給できませんが、カバーできない部分は補償されることがあります。) 補助率や補助金額など詳細は、被災された地域の商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会にお尋ねください。

～当事務所よりひと言～

☆ 最低賃金は今後も毎年大幅に引き続き上げとなる見通しです。従業員の皆さんが安心して暮らしていけることと同時に、事業所の負担を軽減する労務管理の在り方を共に検討させていただけたらと思います。

☆ 御社が出されている求人票に基本給や手当、休日日数や、勤務時間を見直しの必要がないか今一度ご確認ください。

☆ 営業職や管理監督者、労働時間の管理が複雑な業種もあります。働き方改革、働き方改革、双方の立場で職場環境を整えらるようお手伝いをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

